

## 現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについて

令和6年4月1日改正

現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、受注者の代理人として工事現場の取締りを行い、請負契約の的確な履行を確保するため、契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務づけられているところですが、現場代理人の常駐義務緩和措置が認められる場合においては、現場代理人が要件を満たす別工事の主任技術者を兼任できることとしています。ただし、営業所の専任技術者となっている者を、現場代理人として配置することはできません。

なお、兼任にあたっては、兼任を予定するすべての工事の発注者から承認を得る必要がありますので、ご注意ください。

### 1 主任技術者の専任での配置を要しない工事の場合

兼任しようとするすべての工事が主任技術者の専任での配置を要しない工事であって、次の「現場代理人の常駐義務緩和措置の要件①」を満たす場合においては、現場代理人と主任技術者を兼ねることができます。

なお、主任技術者の専任での配置を要しない工事間に限り、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者を兼任することも認められます。

#### <現場代理人の常駐義務緩和措置の要件①>

- ア 請負金額が、4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満であること。
- イ 兼任する工事数件数が、現場代理人1人に対して3件以内であること。ただし、市発注工事以外の工事と兼任する場合は2件までとする。
- ウ 兼任しようとする工事の全ての現場が、四国中央市内であること。
- エ 入札公告及び特記仕様書等に現場代理人の兼任を認めない旨の表記がないこと。

### 2 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件を満たす工事の場合

兼任しようとする1つ以上の工事が主任技術者の専任での配置を要する工事である場合は、次の「現場代理人の常駐義務緩和措置の要件②」を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼ねることができます。

#### <現場代理人の常駐義務緩和措置の要件②>

- ア 1つ以上の工事の当初又は変更後の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上であること。
- イ 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して2件までであること。
- ウ 兼任する工事の全ての現場間が10km以内かつ四国中央市内であること。
- エ 低入札調査の対象となる工事において、低入札価格調査が実施された工事でないこと。

※ 上記の1と2を同時に適用することはできません。

※ 専任の監理技術者は原則複数の工事を兼任することはできません。（特例監理技術者の場合等を除く）